

## 運輸事業者運行支援緊急対策支援金給付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第7号）に基づき、燃料費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送業をいう。以下同じ。）を営んでいる者に対し、予算の範囲内で運輸事業者運行支援緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより貨物輸送の安全、安定した運行を支援することを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 支援金の給付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日現在において、貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出の全てを有し、町内で当該貨物自動車運送事業を継続して営んでいる者
- (2) 町内に本社を置く事業者又は町内に支店、営業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、1対象事業者当たり5万円に給付対象車両の数に2万3,000円を乗じて得た額を加えた額とする。

2 給付対象車両は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象事業者が令和4年4月1日現在において、保有している営業用トラック等（貨物軽自動車を含み、被けん引車を除く。）であること。
- (2) 東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両（「岩手」ナンバー、「盛岡」ナンバー又は「平泉」ナンバー）であること。
- (3) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が岩泉町内の車両であること。

### (支援金の申請)

第4条 支援金の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、運輸事業者運行支援緊急対策支援金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに、町長に申請しなければならない。

- (1) 運輸事業者運行支援緊急対策支援金 支給対象車両一覧（様式第2号）

- (2) 貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書若しくは認可書の写し又は国土交通大臣への届出書の写し
- (3) 給付対象車両の自動車検査証の写し
- (4) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることが分かる書類  
(町外に本社を置き、町内に支店、営業所等を有する中小企業者に限る。)
- (5) 支援金振込先の口座に関する情報が分かる書類(預貯金通帳の写し等)
- (6) その他町長が必要と認めた書類  
(支援金の決定及び給付)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を給付すべきものと認めたときは、運輸事業者運行支援緊急対策支援金給付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定をした後、速やかに申請者に対し、支援金を給付するものとする。

(支援金の給付決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、前条第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)が偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けたと認めるときは、支援金の給付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(立入検査等)

第7条 町長は、予算の執行の適正を期するため、給付決定者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8条 給付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 給付決定者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。